|  |
| --- |
| **「府民サービス」と「負担」の状況** |

時代時代の社会経済環境に応じて、府民の皆さんが必要とする行政サービスを提供することが府の使命です。一方、そうした活動を行っていくためには、当然のことながら、その経費を賄う財源が必要です。

　府の財源には、予算のうえではいろいろな形のものがありますが、府税をはじめ、基本的には府民の皆さんにご負担をしていただかなければならないものです。

　財政状況の公表にあたり、府民の皆さんに府の財政をより身近な問題として捉えていただけるよう、平成２８年度当初予算をもとに、府の実施する行政サービス（以下「府民サービス」という）と、そのための「負担」の状況について、使途が特定されず、どのような経費にも使うことができる一般財源を中心に説明します。

**府の予算と財源の構成**

大阪府の予算のうち、一般財源は約８割となっています。また、道路、河川、公園の建設費などの財源として将来世代と負担を分担するため、一般財源とは別に府債を発行して財源を調達し、後年度に償還（返済）をしています。

　一般財源は、府民のみなさんに直接ご負担していただく府税収入が約６割を占める一方、地方交付税や臨時財政対策債など、国により確保される財源（交付税等）も約２割を占めています。交付税や国庫支出金などは国から定められた額を交付等されるものですが、これらも、そのもとを考えると、国税などの形で府民の皆さんに負担していただいているものです。

　なお、府では、大都市圏特有の緊急かつ膨大な財政需要への対応や、大阪の再生に向けた緊急かつ重要な課題に対処するため、法人二税（法人府民税及び法人事業税）の超過課税（地方税法が定める標準的な税率を上回る税率により課税）をお願いし、365億円の税収を確保しています。

※１　府債には、地方交付税の関係法制度によって交付税や府税の代わりに発行する臨時財政対策債や減収補塡債は含まれていません。

（ここでは「一般財源」の「交付税等」に含めて表しています。）なお、これらの地方債については、後年度の元利償還金の100％又は75％が交付税の算定に使われる基準財政需要額に算入されます。

※２　その他には貸付金の償還金収入、特定の方が利用するサービスの使用料・手数料などが含まれます。

各用語の詳細は巻末「用語の解説」参照

**一般財源の使いみち**

自由に使いみちを決めることができる一般財源について、府が平成28年度当初予算で確保を見込んでいるのは2.5兆円であり、府の行政活動に要する経費の約8割を占めています。

　一般財源は、府民サービスを実施するうえで重要な財源です。このうち約6割を占める府税についてみると、府民の皆さんが負担される消費税8％のうち1.7％にあたる地方消費税が、一般財源全体の約21％を占めています。また、法人二税が約15％を、個人府民税が約14％を占めています。

　一方、一般財源の使いみちは、教育分野が約22％、福祉・健康医療分野が約20％、警察分野が約10％などとなっています。なお、学校の教職員や警察官の数、福祉・健康医療分野の各種制度などでは、法令で義務付けなどが行われており、府が自らの判断で決定できない経費が大きな部分を占めています。

一般財源の使いみち

一般財源の構成

（単位:億円）

（単位:億円）

「その他」は、地方消費税の他府県清算金や地方譲与税などの税関連歳入、財政調整基金からの繰入金、宝くじ収益金など

税関連歳出は、税関連の交付金、還付金、清算金など

その他は、総務部門等の人件費、教育・警察以外の職員の退職手当、市町村振興費、空港推進費、府民文化費など

■各施策分野で見た財源内訳と一般財源の主な使途

◇教育 　　　　　　6,975億円のうち一般財源5,392億円（約77％）

 　　　　　　　 ほかに国庫支出金1,376億円、府債31億円、その他176億円

**職員費（教職員以外・退職手当含む）**

**退職手当（教職員分）**

**小・中学校（教職員費）**

**高等学校**

**特別支援学校**

**府立大学**

**私学振興（私学助成等）**

**69**

**億円**

**578**

**億円**

**2,564**

**億円**

**807**

**億円**

**425**

**億円**

**1299**

**億円**

**713**

**億円**

**など**

◇福祉・健康医療 6,003億円のうち一般財源4,912億円（約82％）

 　ほかに国庫支出金450億円、府債334億円、その他307億円

**職員費**

**高齢者福祉（介護保険など）**

**国民健康保険事業**

**児童福祉**

**障がい者福祉**

**府立病院機構運営費負担金**

**171**

**億円**

**2,071**

**億円**

**957**

**億円**

**725**

**億円**

**579**

**億円**

**77**

**億円**

**など**

◇警察 2,703億円のうち一般財源2,499億円（約92％）

 　ほかに国庫支出金44億円、府債42億円、その他118億円

**職員費（退職手当含む）**

**警察活動費**

**2,323**

**億円**

**78**

**億円**

**など**

◇都市整備・住宅まちづくり

 1,784億円のうち一般財源493億円（約28％）

 　ほかに国庫支出金376億円、府債702億円、その他213億

社会資本の整備には、府債や基金からの繰入金を多く活用しています。

**職員費**

**下水道**

**河川海岸**

**道路橋りょう**

**167**

**億円**

**165**

**億円**

**39**

**億円**

**22**

**億円**

**など**

◇商工労働・環境農林水産

 4,085億円のうち一般財源289億円（約7％）

 　ほかに国庫支出金80億円、府債33億円、その他3,683億円

制度融資の実施のため、金融機関への単年度貸付を3,624億円行っており、「その他」が大きくなっています。

**職員費**

**中小企業向け制度融資損失補償**

**企業立地促進補助金**

**雇用推進・職業能力開発等**

**環境保全・農林水産業の振興等**

**106**

**億円**

**29**

**億円**

**13**

**億円**

**20**

**億円**

**53**

**億円**

**など**

**府税の負担の状況**

　一般財源には、いろいろな種類があり、府民の皆さんの負担の形も異なります。

　その中で、広く府民の皆さんに負担をしていただいているのが府税であり、その主要な税目が地方消費税、法人二税及び個人府民税です。

　これらの税目について、一世帯あたり、一人あたり、あるいは一法人あたりの負担額を平均値として算定してみると以下のような状況です。

　このように負担いただいた税金が、「一般財源」として先に見たような比率で、教育、福祉、警察などの各施策分野に使われていることになります。

**■地方消費税**

総額 5,027億円

◇上記のうち府民の皆さんの消費に相当する額　3,589億円／府内の世帯数　394万世帯　⇒　府内の一世帯あたり　9.1万円

府民の皆さんが負担する8％の税率のうち、地方消費税は1.7％です。
平成28年度当初予算における地方消費税の額は5,027億円ですが、そのうち、府民の皆さんの消費に相当する額（最終消費地と税収の最終的な帰属地とを一致させるために、一旦各都道府県に払い込まれた税収を、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じて清算した額）は3,589億円です。

**■法人府民税**

総額 631億円 ◇均等割　 151億円／対象 23.6万法人 ⇒　一法人あたり 　6.4万円

◇法人税割　480億円／対象 8.4万法人 ⇒　一法人あたり　56.9万円

税額は、「均等割」については資本金等の額に応じて2万円～160万円、「法人税割」については、平成26年9月30日以前に開始する事業年度分は法人税額の5％又は6％、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分は3.2％又は4.2％です。

**■法人事業税**

総額 3,160億円 　◇外形標準課税　 874億円／対象0.8万法人　⇒　一法人あたり1045.5万円

◇所得（収入）割 2,286億円／対象8.4万法人　⇒　一法人あたり　271.1万円

外形標準課税は、資本金又は出資金の額が１億円を超える法人が対象となり、所得のほか、付加価値額（報酬給与額等）、資本金等の額に対して、一定の割合で税額が決定します。所得割は、平成20年10月1日から平成26年9月30日までの間に開始する事業年度分は所得の1.69～5.78％、平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度分は所得の2.39～7.18％、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度分は1.755～7.18％が税額となります。なお、電気・ガス供給業、保険業を行う法人の場合は、所得ではなく収入の額に応じて税額が決められます。

**■個人府民税（均等割・所得割）**

総額 3,158億円／府内の人口　883万人　⇒　府内の人口一人あたり　35,800円

　　　　　　　　　 ／納税義務者　386万人　⇒　納税義務者一人あたり　81,800円

個人府民税には所得金額にかかわらず定額で課税される「均等割」と、前年の所得金額に応じて課税される｢所得割」があり、いずれも、一定の所得以下の方は非課税になります。

　 　　◇均等割　年1,800円／人

※東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づき、平成26年度から平成35年度までの間、臨時の措置として均等割の税率（年額1,000円）に500円が加算されています。

※新たな森林保全対策を、緊急かつ集中的に実施するため、平成28年度から平成31年度までの4年間、均等割の税率に300円が加算されます。

　　◇所得割　（前年所得金額－所得控除額）×税率４％－調整控除額－税額控除額

※税額や人数、法人数は概数表記であり、平均は別に計算しています。税額は平成28年度当初予算、府内の人口は平成28年度

4月1日現在、納税義務者数は27年度市町村民税課税状況等調による対象者、法人数は26年度末の数値です。

　　　